

# 長崎県政策評価条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 政策評価に関する基本方針(第4条)
- 第3章 実施機関又は知事が行う政策評価(第5条 第7条)
- 第4章 長崎県政策評価委員会等(第8条 第14条)
- 第5章 政策評価の結果の取扱い(第15条・第16条)
- 第6章 雑則(第17条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、県が行う政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、及び政策評価に関する情報を公表して説明する責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、公営企業管理者、公安委員会及び警察本部長をいう。
- (2) 施策 行政目的を実現するために行う具体的な方策をいう。
- (3) 事業 施策を実現するための手段として実施される個々の行政活動をいう。
- (4) 政策評価 次号から第8号までに掲げる評価をいう。
- (5) 施策評価 基本方針で定める施策に関して行う評価をいう。
- (6) 事務事業評価 財源等の効果的かつ効率的な活用を図るため、基本方針で定める事務事業(次号及び第8号の評価の対象となる事業を除く。)に関して行う評価をいう。
- (7) 公共事業評価 道路、河川、港湾、漁港、土地改良等の社会資本の整備を目的とする事業の効率化及び重点化を図るため、基本方針で定める公共事業に関して行う評価をいう。
- (8) 研究事業評価 研究開発の効果的かつ効率的な推進を図るため、基本方針で定める研究事業に関して行う評価をいう。

### (評価の基本的な在り方)

第3条 実施機関は、その所掌に係る施策又は事業(以下「施策等」という。)について、適時に、その効果(当該施策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該施策等の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該施策等に適切に反映させるものとする。

2 実施機関は、前項の規定に基づく施策等の効果の把握に当たっては、当該施策等の特性に応じた合理的な手法を用いてこれを行い、客観的な評価を行うよう努めなければならない。

## 第2章 政策評価に関する基本方針

### (基本方針)

- 第4条 知事は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、実施機関と協議して政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え
    - (2) 政策評価の方法に関する事項
    - (3) 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項
    - (4) 政策評価に関する情報の公表に関する事項
    - (5) 政策評価の結果の議会への報告に関する事項
    - (6) 政策評価に関する県民の意見の取扱いに関する事項
    - (7) 政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、知事の諮問に応じ、調査審議する機関の運営に関する事項
    - (8) 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項
  - 3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 実施機関又は知事が行う政策評価

### (実施計画)

- 第5条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る施策等について、毎年度、政策評価に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。
- 2 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (実施機関又は知事が行う政策評価の実施)

- 第6条 実施機関は、基本方針及び実施計画に基づき、自ら政策評価を行わなければならない。
- 2 知事は、実施機関が行う前項の政策評価(施策評価又は事務事業評価に限る。)のうち、県政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、意見を付すことができるものとする。
  - 3 知事は、前項の規定による意見を付すときは、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めることができる。

### (評価調書の作成、公表等)

- 第7条 実施機関は、政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の評価調書を作成したときは、速やかに、これを知事に送付するものとする。
  - 3 知事は、前項の規定により送付された評価調書又は前条第2項の規定により意見を付した評価調書その他の評価の結果に関する情報を公表しなければならない。

## 第4章 長崎県政策評価委員会等

### (長崎県政策評価委員会等の設置及び所掌事務)

第8条 第4条第2項第7号に規定する調査審議する機関として、次に掲げる機関を置き、当該機関に調査審議させる事項は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長崎県政策評価委員会 施策評価又は事務事業評価のうち、基本方針で定める事項
  - (2) 長崎県公共事業評価監視委員会 公共事業評価のうち、基本方針で定める事項
  - (3) 長崎県研究事業評価委員会 研究事業評価のうち、基本方針で定める事項
- 2 長崎県研究事業評価委員会に、環境保健、工業、水産、農林の分野別に専門的な視点で調査審議させるため、次の分野研究評価分科会を置く。
- (1) 環境保健分野研究評価分科会
  - (2) 工業分野研究評価分科会
  - (3) 水産分野研究評価分科会
  - (4) 農林分野研究評価分科会

(各委員会の組織等)

第9条 前条第1項各号に掲げる調査審議する機関(以下「各委員会」という。)は、それぞれ委員10人(長崎県公共事業評価監視委員会にあっては7人)以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者又は県政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(各委員会の委員長及び副委員長)

第10条 各委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(各委員会の会議)

第11条 各委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 各委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(各委員会の意見の公表)

第12条 知事は、各委員会の意見を公表しなければならない。

(分野研究評価分科会の組織、委員長及び副委員長、会議等)

第13条 第8条第2項に掲げる分野研究評価分科会(以下「各分科会」という。)は、それぞれ委員10人以内で組織する。

- 2 第9条第2項から第4項まで、第10条及び第11条の規定は、各分科会について準用する。

(委任規定)

第14条 この条例に定めるもののほか、各委員会及び各分科会の運営に関し必要な事項は、委

員長が各委員会及び各分科会に諮って定める。

## 第5章 政策評価の結果の取扱い

(議会への報告)

第15条 知事は、政策評価の結果について議会に報告しなければならない。

(政策評価の結果の活用)

第16条 知事は、政策評価の結果を予算の編成及び施策等の企画立案等に活用するものとする。

## 第6章 雑則

(実施機関への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、政策評価の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。